

## 入札心得書

入札及び契約条件は、下記の通りとする。

### 記

- 1 入札については、政令で定めるもののほか、三宅町建設工事の入札執行要領に基づくものとする。
- 2 契約期間 令和8年5月1日から令和10年4月30日までの2年間の長期継続契約  
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、本契約締結日に属する年度の翌年度以降において、三宅町の歳出予算に減額又は削減があったときは、三宅町はこの契約を変更又は解除することができるものとする。
- 3 入札保証金 免除
- 4 契約保証金 免除
- 5 支払条件 毎月の月額払（前払い等無し）
- 6 最低制限価格 無
- 7 入札回数 2回
- 8 備考

入札書には、園児1人当たり1ヶ月間の紙おむつ及びおしりふき使い放題に係る利用料金（消費税抜き）を記入すること。（単価契約）

## 入札者心得

1. 入札者（その代理人を含む。以下同じ。）は、入札時間を厳守しなければならない。
2. 入札室においては、静粛にしなければならない。
3. 入札者以外の者は、入札室に立ち入ってはならない。
4. 入札者が入札しようとする場合は、係員に入札通知書を提示すること。また、代理人の場合は、その委任状を提出しなければならない。
5. すでに提出した入札書の引き替え、変更又は取消は認めない。
6. 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
7. 入札者は、入札執行の完了に至るまではいつでも入札を辞退することができる。  
また、入札を辞退した者は、これを理由として以後の入札等などについて不利益な取り扱いを受けるものではない。
8. 次の各号に該当する入札は、無効又は失格とする。
  - (1) 入札書に記名押印を欠く入札
  - (2) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
  - (3) 同一入札者がなした2以上の入札
  - (4) 入札金額の訂正した入札、若しくは判読しがたいと認められる入札
  - (5) 入札に際して、公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
  - (6) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
  - (7) 係員の指示に従わない等、入札室の秩序を乱した者の入札
  - (8) その他、入札条件に違反した入札
9. 落札価格は、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額である。